



水道事業の 持続可能な経営のあり方

現状と課題の振り返り・水道料金の設定方法・料金改定案

令和8年度第1回上下水道事業運営審議会

開催日:5月28日14:00~



PRESENTATION AGENDA



現状と課題の振り返り



水道料金の設定方法



料金改定案



今後のスケジュール



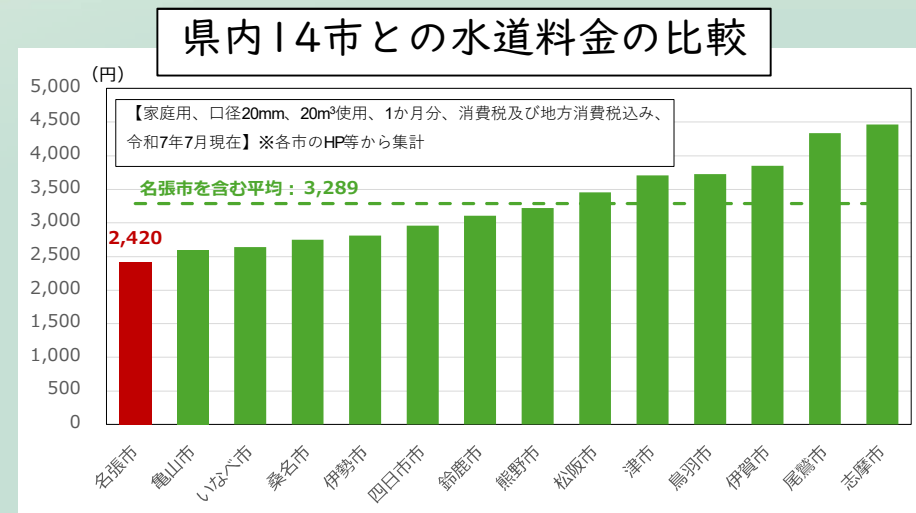
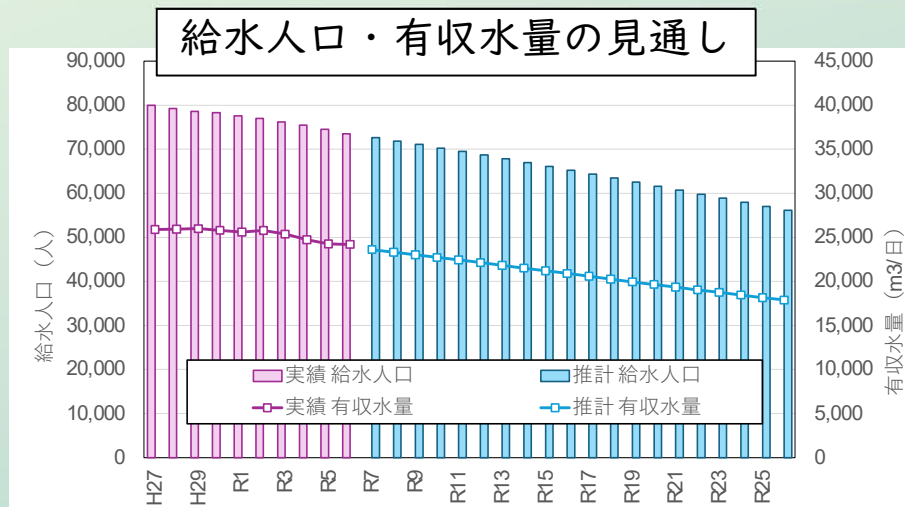
現状と課題の振り返り

I. 現状と課題

- 給水収益：減少傾向（人口減少等に伴い水需要が減少）
- 更新需要：管路、施設等の老朽化に伴い増加傾向
- 収益的収支：平成30年度以降、赤字が毎年発生
- 水道料金：20年以上据置き※1、県内14市で最も安価※2

（※1：消費税の増税に伴う改定は除く）

（※2：家庭用・口径20mm・20m³使用・1か月分の料金）



今後益々財政状況は厳しくなる見通し＝収益の確保が必要

現状と課題の振り返り

2. 料金改定の必要性

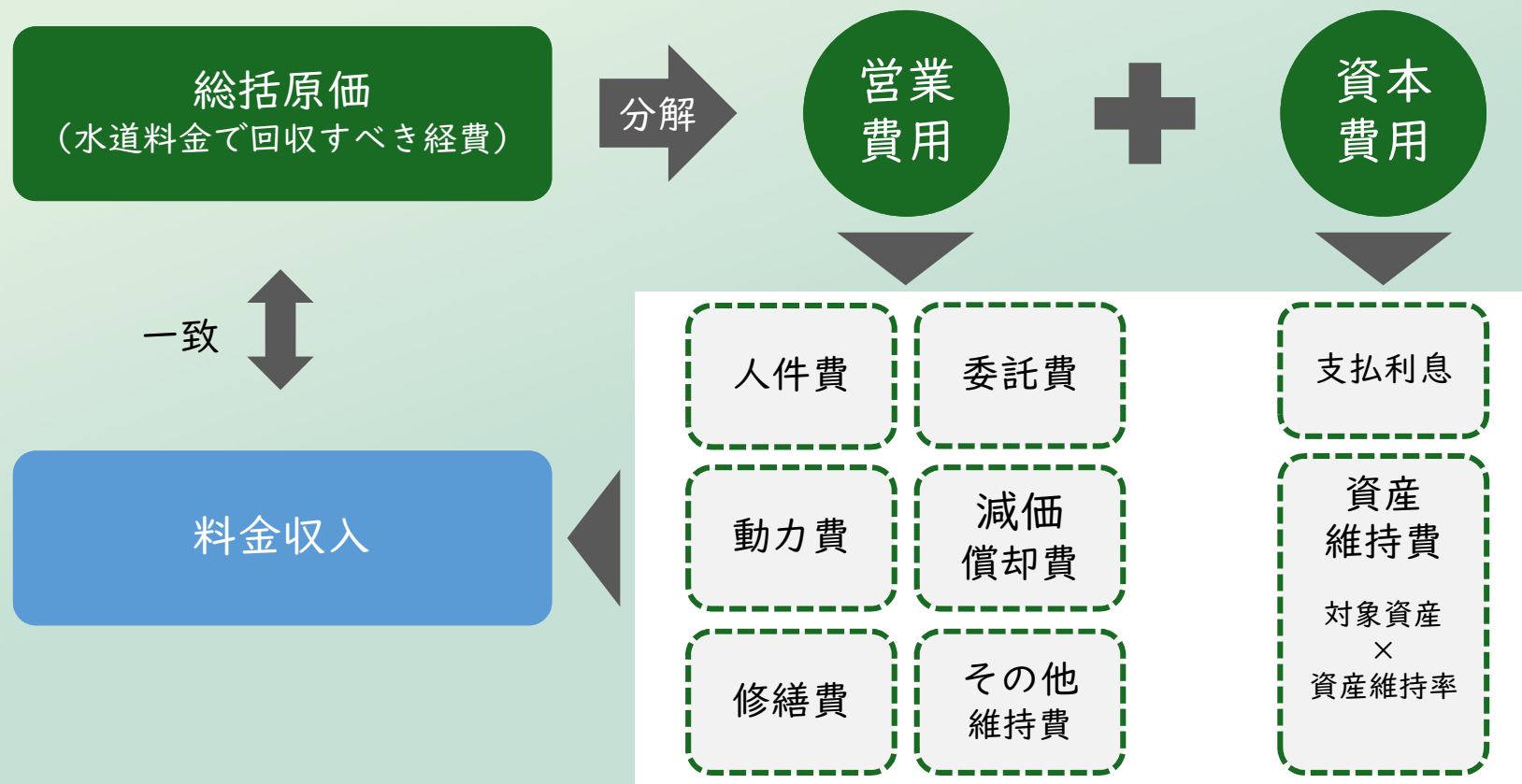
経営基盤強化のために、**料金改定**が必要

- 名張市上下水道事業運営審議会において、
「持続可能な経営のあり方」について審議を開始
- 昨年度の審議会においては、早い段階で料金改定を実施する
方向で、審議が進行中
- 今年度の審議会においては、平均料金改定率**47%**を軸に、
料金体系の変更を含む理想的な水道料金の在り方を検討する

水道料金の設定方法

I. 総括原価方式の基礎知識

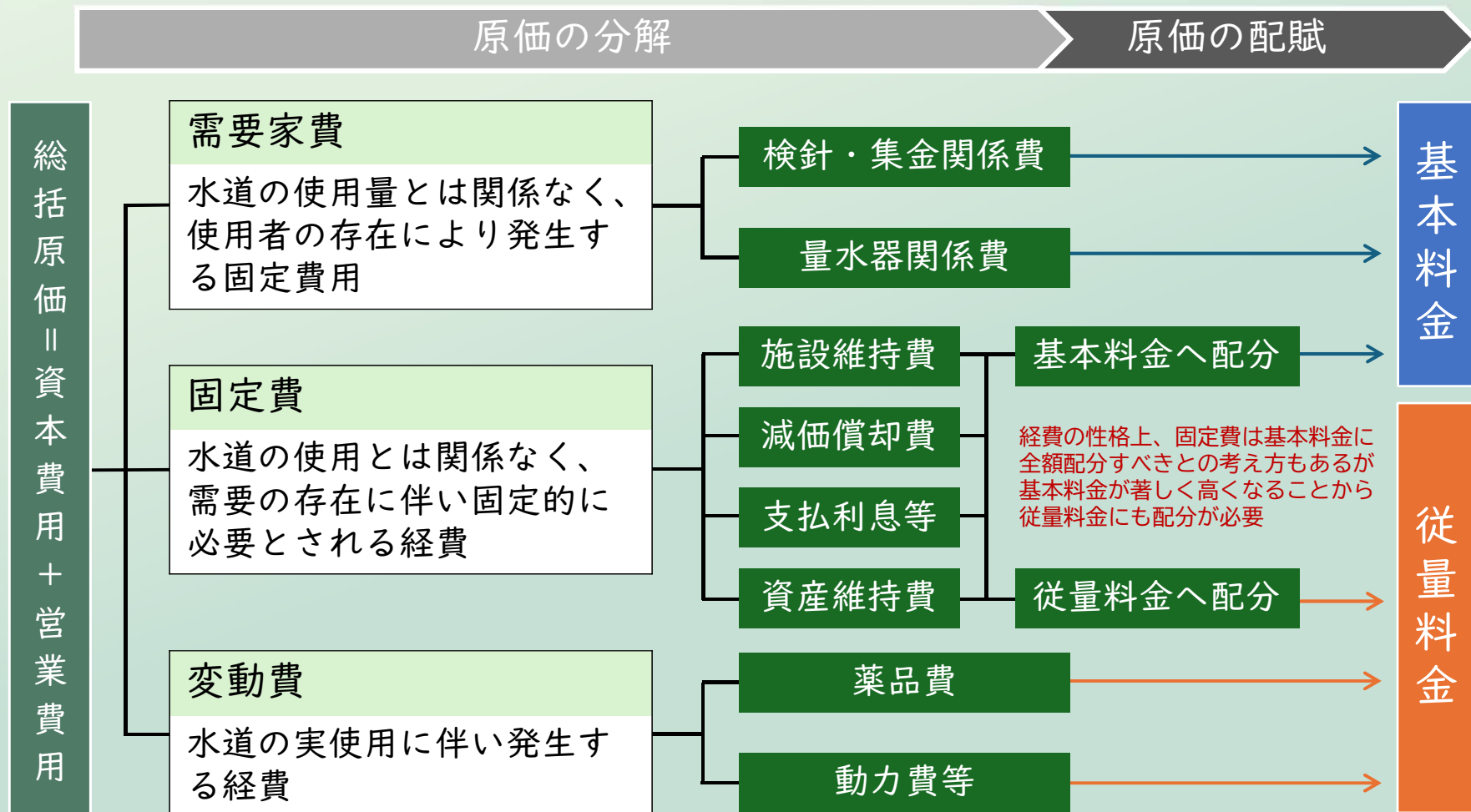
営業費用と資本費用を合わせた**総括原価**を算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように料金を設定する方式



水道料金の設定方法

I. 総括原価方式の基礎知識

総括原価を分解し、**基本料金**または**従量料金**に配賦



水道料金の設定方法

I. 総括原価方式の基礎知識

水道料金

=

基本料金

+

従量料金

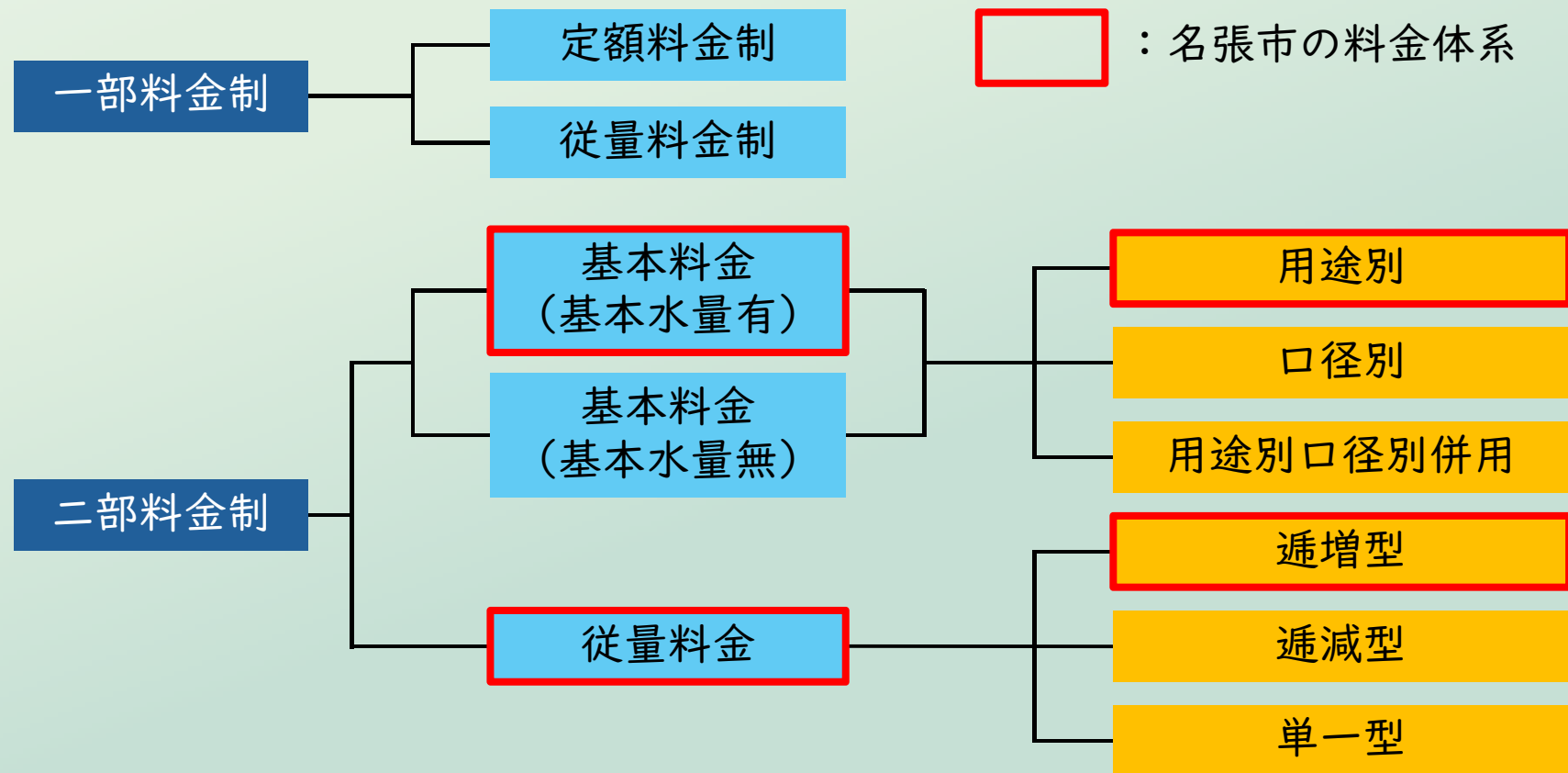
基本料金：使用する水量の増減に関わらず発生する費用を回収
(主に、減価償却費、支払利息等)

従量料金：使用する水量の増減に伴い発生する費用を回収
(主に、動力費、薬品費等)

- 固定費は**基本料金**に全額配分すべきとの考えもあるが、**基本料金**が著しく高くなるため、**従量料金**にも配分が必要
- ただし、**従量料金**の構成が高い場合、使用水量の増減が、給水収益へ与える影響が大きくなる
- 使用水量が減少しても給水収益が大きく減少しない料金体系が望ましい

水道料金の設定方法

2. 現行料金体系



水道料金の設定方法

2. 現行料金体系

水道料金

=

基本料金

+

従量料金

基本料金は用途別・基本水量あり、従量料金は逦増制

(1か月あたり税抜)

用途	基本料金		超過料金 (1 m ³ につき)		
	水量	料金	11~20 m ³	21~50 m ³	51 m ³ 以上
家事用	10 m ³ まで	1,050円	115円	145円	170円
業務用	10 m ³ まで	1,050円	130円	170円	195円
浴場用	10 m ³ まで	1,050円	110円		
臨時用	1 m ³ につき	480円	—		

水道料金の設定方法

3. 理想的な水道料金のあり方

※名張市は用途別

(1) 料金体系

- 用途別：用途（生活用、業務用等）に応じて料金を設定
一般的には、生活用水の低廉化を図った体系
- 口径別：口径に応じて料金を設定
口径が大きいほど一度に多くの水を使用できるため、
口径に応じて費用を負担するべきという考えに基づく。

水道料金改定業務の手引き（日本水道協会 平成29年3月）

水道法第14条第2項第4号の規定には、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。」とあり、この規定は水道料金に対しても当てはまる。したがって、水道料金は、使用者負担の客観的妥当性を確保するため、基本的には個別原価主義を基調として設定されるべきとされている。

個別原価主義とは、料金を、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて料金を設定しようとする考え方で、口径別料金体系に代表され、個々の料金が個別原価という客観的数値をもとに決定されるため、公平性が保たれること、また、サービス需要の増大に伴う増分原価を個々の料金によって回収できること等の利点があり、より優れた考え方とされている。

水道料金の公平性を鑑みて、料金体系を口径別に変更すべきか

水道料金の設定方法

3. 理想的な水道料金のあり方

(2) 基本水量

※名張市は10m³
(家庭用の場合)

- 基本料金に含まれる一定の使用水量
- 公衆衛生向上のため、生活用水の使用を促す目的で設定

▼ 当初の料金設定から長年経った現在・・・

- 普及率が向上し、本来の目的は達成
- 基本水量以下の利用者が増加
- 基本水量以下の使用の場合、同じ料金となる不公平感
- 全国では、基本水量を廃止する事例が増加

水道料金算定要領（日本水道協会 令和7年2月）

本算定方式の実施にあたっては、急激な変動を緩和するための適当な経過措置を講ずることができる。なお、用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないように漸進的に解消するものとする。

少量使用者の負担を調整し、基本水量を廃止すべきか

水道料金の設定方法

3. 理想的な水道料金のあり方

※名張市は逦増制

(3) 逦増制

(家庭用・業務用)

- ・ 使用水量が多くなるほど、料金単価が高くなる制度
- ・ 多量の使用を抑制し、水需要の逼迫を防ぐために導入

▼ 当初の料金設定から長年経った現在・・・

- ・ 大口利用者と小口利用者間の不公平感
- ・ 水需要の減少を上回る速さで収入減を招く可能性
- ・ 全国では、逦増度を緩和する事例が増加

水道料金算定要領（日本水道協会 令和7年2月）

従量料金は均一料金制が原則であるが、多量使用を抑制し、又は促進するため、逦増又は逦減区画別料金制を設定することができる。

多量使用者の負担を調整し、逦増度を緩和すべきか

料金改定案

I. 検討ケース

① 一律料金改定案

使用用途に関わらず、一律47%の料金改定を実施する

② 基本水量廃止案

47%の料金改定と同時に、基本水量を廃止する

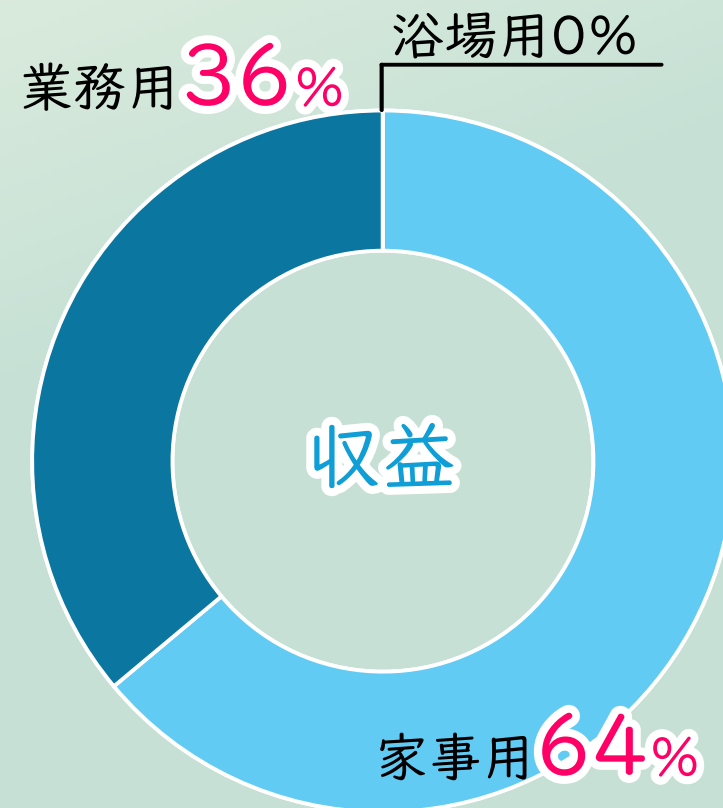
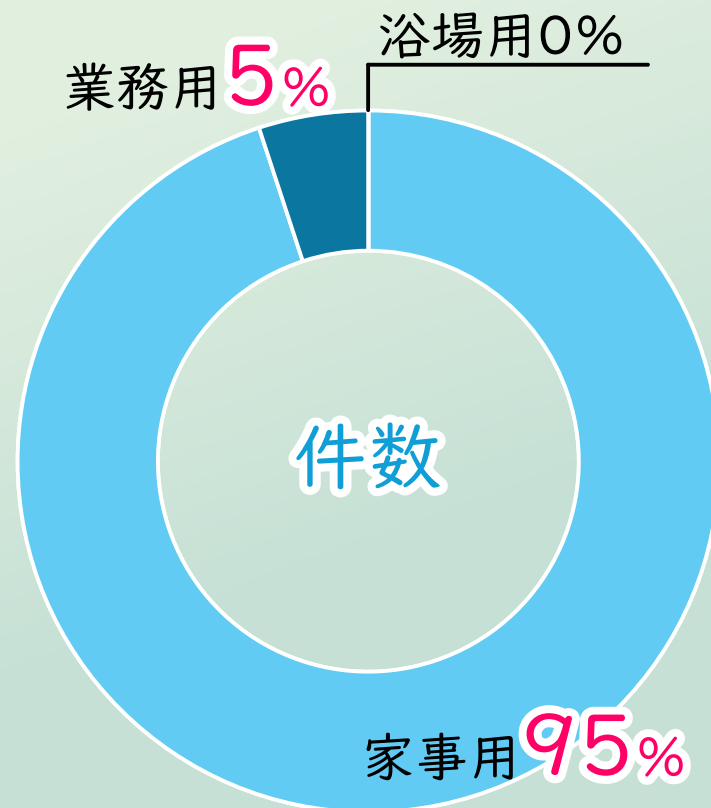
③ 口径別料金体系案

47%の料金改定と同時に、用途別から口径別へ変更する

料金改定案

2. 需要者の分析（区分）

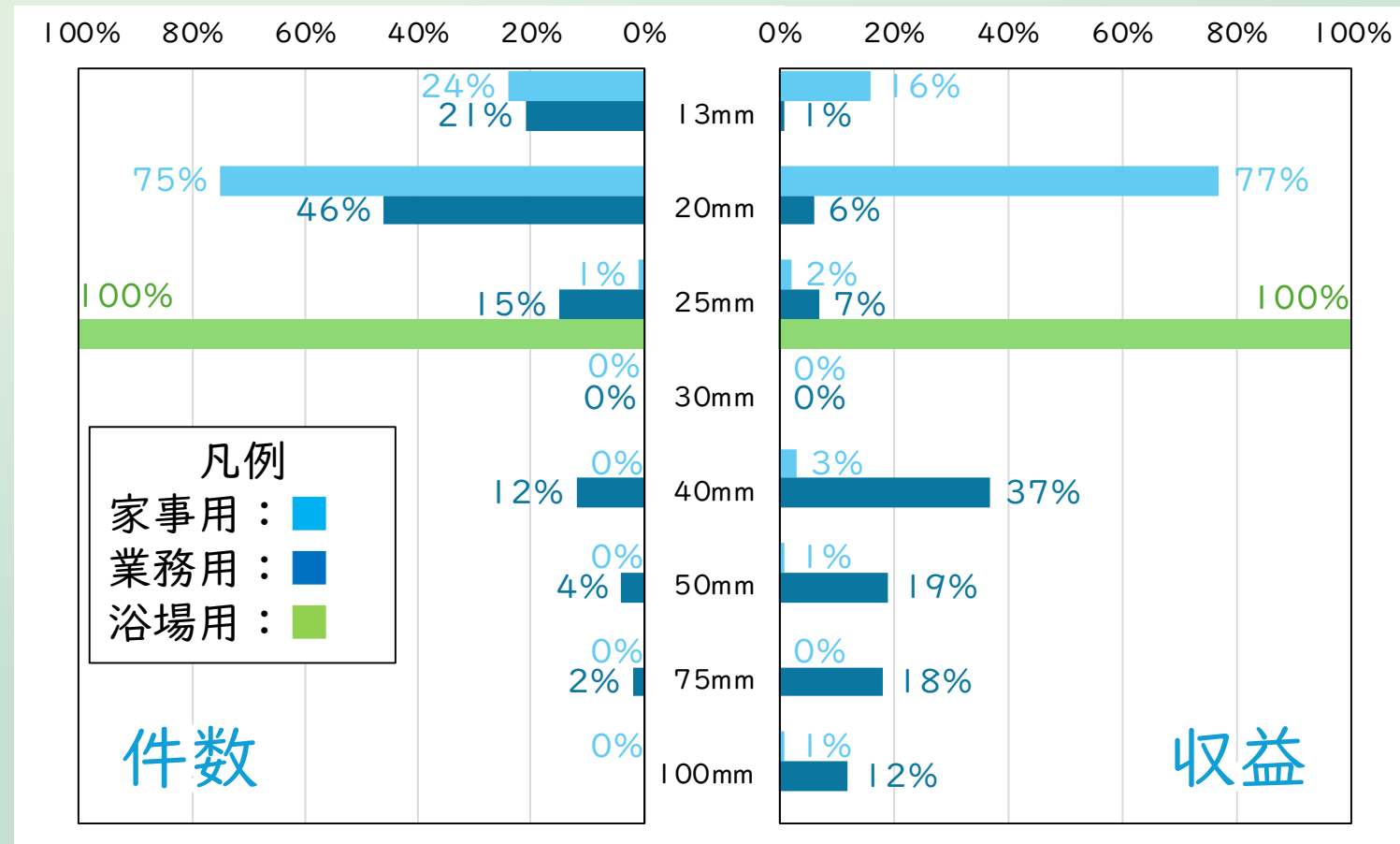
- 件数は家事用が9割以上、収益は業務用が約4割まで増加
- 浴場用は件数も収益も少ない



料金改定案

2. 需要者の分析（メーター口径）

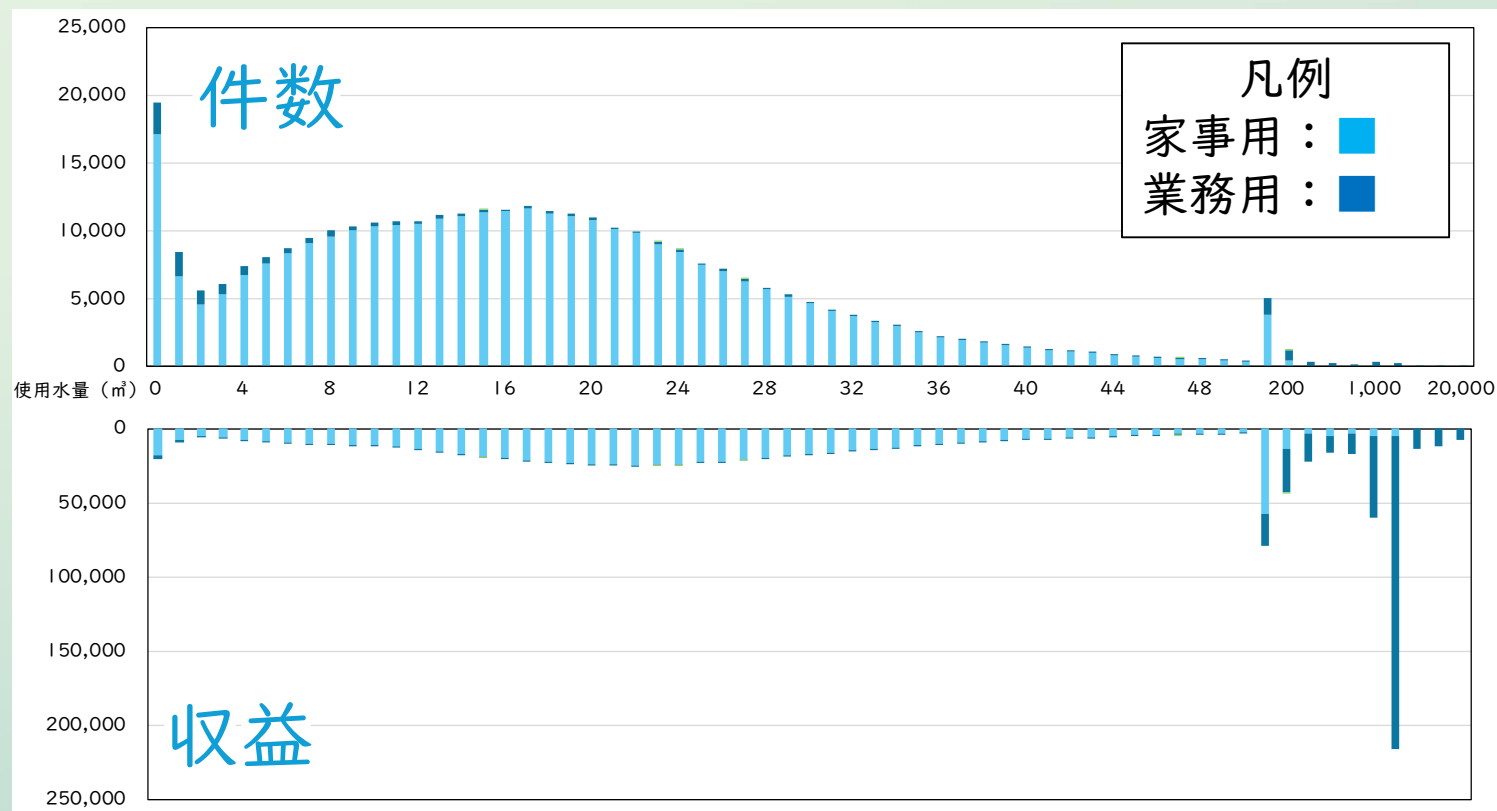
- 家事用は件数・収益ともに13mmと20mmに集中
- 業務用の収益は40mm以上に多い



料金改定案

2. 需要者の分析（使用水量）

- 家事用は40m³以下、業務用は50m³以上に分布



口径 13、20、25、75mm

水量 10、20、50、1,000、5,000m³に注目する

料金改定案

3. 算出結果（一律料金改定）

料金改定の目的 **収益の確保**

- どの用途においても、基本料金・従量料金ともに一律47%の料金改定を実施する
- 料金体系は変更しないため、少量使用者の負担の調整・水道料金の公平性の確保は実現できない

		現行	改定案	現行	改定案
平均改定率		-	47%	-	47%
料金体系	基本水量	あり	あり	あり	あり
	区分	用途別	用途別	用途別	用途別
		家事用	家事用	業務用	業務用
使用水量	10 m ³	1,050	1,550	1,050	1,550
	20 m ³	2,200	3,250	2,350	3,450
	50 m ³	6,550	9,700	7,450	10,950
	1,000 m ³	168,050	247,200	192,700	281,700
	5,000 m ³	848,050	1,247,200	972,700	1,421,700

現行以下
20%UP未満
20～50%UP
50～100%UP
100%UP以上

料金改定案

3. 算出結果（基本水量の廃止）

料金体系変更の目的 **少量使用者の負担の調整**

- ・ 47%の料金改定と同時に基本水量を廃止する
- ・ 使用水量が少ない使用者は、現行料金より高価となる
- ・ 使用水量が多い使用者は、現行料金より安価となる

		現行	改定案	現行	改定案
平均改定率		-	47%	-	47%
料金体系	基本水量	あり	なし	あり	なし
	区分	用途別	用途別	用途別	用途別
		家事用	家事用	業務用	業務用
使用水量	10 m ³	1,050	2,700	1,050	2,800
	20 m ³	2,200	3,850	2,350	4,050
	50 m ³	6,550	8,050	7,450	8,850
	1,000 m ³	168,050	160,050	192,700	194,100
	5,000 m ³	848,050	800,050	972,700	974,100

現行以下
20%UP未満
20～50%UP
50～100%UP
100%UP以上

料金改定案

3. 算出結果（用途別から口径別料金体系へ）

料金体系変更の目的 **水道料金の公平性を調整**

- ・ 47%の料金改定と同時に口径別料金体系へ変更する
- ・ 小口径（13、20mm）では、現行料金より安価となる
- ・ 口径が大きくなるほど、現行料金より高価となる

現行以下
20%UP未満
20～50%UP
50～100%UP
100%UP以上

		現行		改定案			
平均改定率		-		47%			
料金体系	基本水量	あり		あり			
	区分	用途別		口径別			
		家事用	業務用	13mm	20mm	25mm	75mm
使用水量	10 m ³	1,050	1,050	670	1,530	2,390	24,300
	20 m ³	2,200	2,350	2,470	3,330	4,190	26,100
	50 m ³	6,550	7,450	9,220	10,080	10,940	32,850
	1,000 m ³	168,050	192,700	260,970	261,830	262,690	284,600
	5,000 m ³	848,050	972,700	1,320,970	1,321,830	1,322,690	1,344,600

料金改定案

4. まとめ

- 料金体系の変更により、口径や使用水量によっては平均料金改定率より大幅な値上げとなる使用者が存在する
- 料金体系を変更する場合は、必要に応じて追加の検討が求められる（固定費の配分率や逓増度の見直しなど）
- 現在赤字である本市水道事業では、収益確保が急務である

提案

料金体系は変更せず、平均料金改定率で一律改定

- 料金体系の変更は、次回の改定に向けて引き続き検討する

今後のスケジュール

実施時期			検討内容
令和8年	5月	第1回審議会 (今回)	・料金体系の変更案の整理 (令和6年度決算ベース)
	7月	第2回審議会	・料金改定案の決定 (算定期間(R9-13)の総括原価ベース)
	10月	第3回審議会	・答申内容の検討
		答申	・審議会から市へ答申
		議会に上程	・名張市水道給水条例の改正
		料金改定	・新料金の適用開始

※第1回の審議内容によっては、実施時期及び検討内容が変更となる場合がある